

辛 寬 延 永 年

二 義 沖 觸 垂 頓 書 友 傑

未

十 月 廿 日

沈 生 友 傑

## 刊行にあたって

本町歴史民俗資料館の事業の一つとして『古文書を読む会』が昭和五十五年開館当時から続けられています。

古文書というと、くずし字は苦手、変体なが読めない、文体に馴染みがないなどと、緋く前から読みにくいものと敬遠する人が多いものです。本書では、このような人でも読んでみようかと興味をおこさせるような構成をと考え、すべての原文に解読文を対比するように編集しました。こうすれば、原文の一字一字に読みやすく書かれた毛筆体の解読文字が対応していますので、判読し易くなっており、初心者でも容易に読み進むことができると思います。取り上げました古文書は、すでに当館発行の『鈴木家文書』の未発行分の中から撰出して、所蔵しておられます蟹江亮一郎氏の了解を得たものであります。

発行に当って、解読文の作成は河村重秀氏が溝口久一氏の協力を得て、原文を書き上げてもらいました。なお小杉正先生（津島北小学校校長・当館の古文書を読む会講師）の監修を得て完成しました。解読文中の使用文字は、なるべく原古文書の文字を再現してみました。

資料館の新企画として本書を発行しましたが、これによって古文書に親しむ人が一人でも多くなり、古文書を通じて歴史を身近かに感じ、先祖の人々の生活や文化を知ろうとする人々の輪が大きく大きくなっていくことを願っています。

蟹江町教育委員会

教育長 横江勝英

辛 寬延四年（一七五一年）

公義御觸 並願書留牒

未 十月吉日 鈴木四郎左工門

延享三丙寅正月寛延四年未  
十月迄留別帳壹冊有

一例年御救金願之留

一、御目見御觸狀之留

一、北屋敷之内当村源三郎工借置候

受取候埒書付

宝曆式申正月

一、御法度慎方御觸留

同申七月

一、御代官より当村其外御救定免相濟候

村々一被仰渡手前達判留

同断

一、内珠院様御遠行穩便御觸留

同九月

一、月光院様同断

宝曆三丙正月

一、奉公人高給之御觸

延享三丙寅正月より寛延四年未

十月迄留別帳壹冊有

一、例年御救金願之留

一、御目見御觸狀之留

一、北屋敷之内当村源三郎工借置候

受取候埒書付

宝曆式申正月

一、御法度慎方御觸留

同申七月

一、御代官より当村其外御救定免相濟候

村々一被仰渡手前達判留

同断

一、内珠院様御遠行穩便御觸留

同九月

一、月光院様同断

宝曆三丙正月

一、奉公人高給之御觸

49

34

32

29

13

13

11

5